

第五十一回国 参議院通信委員会 會議録第四号

昭和四十一年二月二十二日(火曜日)

午前十一時二分開会

委員の異動

二月十七日

・ 辞任

白井 勇君

補欠選任

安井 謙君

二月十八日

・ 辞任

安井 謙君

補欠選任

白井 勇君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

田中 一君

植竹 春彦君

新谷寅三郎君

西村 尚治君

光村 基助君

小沢久太郎君

古池 信三君

迫水 久常君

白井 勇君

寺尾 豊君

谷村 貞治君

久保 等君

鈴木 強君

野上 元君

横川 正市君

鈴木 市藏君

国務大臣

郵政大臣

郵政大臣官房長

郡 祐二君

政府委員

郵政事務次官

郵政大臣官房長

鶴岡 寛君

事務局長 郵政省電波監理局長

上田 弘之君

説明員 常任委員会専門員

倉沢 岩雄君

参考人 会計検査院事務総局第五局長

小原 剛君

日本放送協会会長

前田 義徳君

日本放送協会副会長

小野 吉郎君

日本放送協会技師長専務理事

三熊 文雄君

日本放送協会専務理事

赤城 正武君

日本放送協会専務理事

浅沼 博君

日本放送協会理事

志賀 正信君

日本放送協会理事

川上 行蔵君

日本放送協会総合企画室総務

野村 忠夫君

日本放送協会総合企画室主管

斎藤 清君

日本放送協会経理局長

竹田 徳義君

日本放送協会経理局会計部長

堀場 仁徳君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○日本放送協会昭和三十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

(第四十八回国会内閣提出)

○委員長(田中一君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

初めに、委員長及び理事打合会の協議事項について御報告いたします。

本日の委員会においては、理事補欠互選を行なった後、NHK決算の審査を行なうことになりましたので、御了承願います。

○委員長(田中一君) 議事に入ります前に、委員の異動について御報告いたします。

去る二月十七日、白井勇君が委員を辞任され、その補欠として安井謙君が選任され、また二月十八日、安井謙君が委員を辞任され、その補欠として白井勇君が選任されました。

○委員長(田中一君) これより議事に入ります。まず、理事の補欠互選についておはかりいたします。

委員の異動に伴い、理事が一名欠員となっておりますので、その補欠互選を行ないたいと存じます。

互選は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、理事に西村尚治君を指名いたします。

○委員長(田中一君) 次に、日本放送協会昭和三十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。

先回に引き続き、質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言願います。

○鈴木強君 きょう会計検査院のほうからおいでいただくようにお願いしておきましたが、実は、別に特に私は指摘をする特別な問題ないのですけれども、ただ、従来、衆議院のほうには会計検査

院から御出席いただいていたのですが、参議院のほうはそういう機会がなかったものだから、これはやはり一応討論の際は出席していただいたほうがよろう、こう思っておりますので、お願いいたします。

そこで、御報告を拝見しますと、特段の指摘事項はもうない、ずっとここ数年の間そういう状況で、われわれも喜んでおるわけですが、特に国会に対して文書で御報告いただくほかに、何か口頭によって協会のほうに御注意をしたような点はありますか、どうですか。その点まずお伺いしたい。

○説明員(小原剛君) NHKの決算につきまして、われわれ、常時検査といたしまして、協会から毎月の資産表に、投資あるいは物品の購入その他の契約の証拠書類をつけて出していたいております。それを検査いたしましたしております。それから実地検査は、三十八年度の例で申しますと、本部及び三中央放送局、それから管内の四カ所の放送局、これらを実地に検査いたしております。

検査の結果は、ただいまお話ししましたように、特に検査報告、あるいは決算に意見を付したような事項はございません。

検査の際に何か御注意でもしたことがあるかというお尋ねでございますが、これは年度によって違っております、いま問題になっております三十八年度におきましては、文書あるいは口頭によって、特に具体的な事項について、今後こうしたほうがよいんじゃないかといったような指摘をしたものはございません。

○鈴木強君 私は、十分御認識かと思いますが、NHKの予算は聴取料、聴視料によってまかなわれておるわけですから、これを払う利用者から見ますと、それが適正に使われておるかどうかが、これはまあ協会の会長以下執行部の方々を信頼しておりますが、多少なりそういう危惧

もないわけではないと思うわけであります。ですから、結局、会計検査院がこの経理上の検査をする唯一のと言えれば唯一の監査機関ですね。協会にありませう監事制度というのは、これはちょっと違うわけでありませうから、監事室が中心になりまして、経理上の内部の検査をやっていると思ひます。が、定款上の監事というのはそこまでタッチできないわけですね。したがって、われわれは、会計検査院の検査の御報告を非常に関心を持っていますわけでありませう。私は、もうNHKの機構というのは、放送法に基づいておるわけですから、国会は収支の予算の承認をし、大綱において事業計画を了承して、あとは会長にまかしてあるわけですね。そして、われわれは、経営委員会が国会に次ぐ唯一の言うなれば議決機関として協会の事業計画を立て、それを執行するのが会長以下の執行部ですね。そういうたてまえでありますから、もし経営委員会が国会の了承を得て経営委員を任命して、その任命された経営委員会が選出する会長、その会長が全責任を持って執行する。その執行することについて間違ひがあれば、これは会長の責任です。ですから、全責任は会長が負うことになると思ひますので、その役員をかえるなりどうなりすればいいわけですね。そういう私は大筋において協会に一任されていると思うのですから、公共企業体という性格はそこにあるわけですね。電電公社とか、専売とか、国鉄というのは、これは準禁治産者的な、私たちから言へば公共企業体であつて、まだまだNHKについては、具体的なものましかしていい点がたくさんあると思ひます。私は、しかし、まあまあこの辺で国会が大綱の事業計画を承認し、収支の予算を認めて、あとはやる。款項目節なんという、そんな予算上うさぎのことをやらないうちでやろうという筋でなければならぬと私は思ふのです。ですから、そういう方向で、私は理論として、NHKのように、少なくとも電電公社とか国鉄、専売もやるべきだということ、私は十年間叫び続けてきているわけですから、そういう理論であるだけに、いま申し

上げた協会の責任というのはそういうことにあるわけですね。ですから、それだけに、今度は執行する場合においては、相当責任があるわけですね。ですから、おそろく会長もかなり決意を深めて全職員を指揮しなければならぬことになると思ふのです。というので、私は、あまり微に入り細をうがつやうなことは聞きたくないのですが、やはり一面、国民は、協会の八百億、九百億と年々増大してまいります収入を見ました場合、これをうまく執行してくれておるかなという心配も一面持つわけでありまして、それだけに、協会の奮起をわれわれは要求し、要望し、一生懸命やっていたに違ひないわけですね。ですから、皆さんも、会計検査院というのは、ただ単に経理上のよかつたとか悪かつたとかということだけでなく、もし悪い点があれば、それはどこに経営上の、組織上の問題点があるかというところまで私は検討される権限があると思ふ。会計検査院は行管と違ひますが、そういうところまで立ち入るはずであります。そういう意味において、局長さん御監査なさつて、いまの協会の現在の組織、機構ですね、予算執行、予算の制度のあり方、こういったものについては、おおよそうまくいっている限りにおいては、これでよからう、こういう御判断なさつておるかどうか。この点は基本の問題で、後ほど会長にも多少伺いたいと思つておるんですが、検査院側としてどういふに御判断なさつておるか、これを伺いたい。

○説明員(小原剛君) お話にございましたように、NHKは国民から強制的に徴収いたします聴視料によって事業を行なっているわけでございます。国との関係もお話のように、他の公社等とは違つた、非常に自主性にまかされた姿で運営されております。したがって、私たちといたしまして、先生御指摘のように、国民から徴収された料金によって仕事が行なわれておる、いわば税金にひとしいと申しますか、ひとしいというのは言い過ぎでございますが、それにほほ似たようなものを財源として仕事をなされておる、しかも、その事業は非常に重大なものであるといふふうな観点からして、もちろん、個々の取引等においても検討いたしますが、協会全体の仕事というものが、国会の承認を得た収支予算あるいは事業計画、資金計画というふうなものに即して効率的に運用されておるかどうかといったような点も十分注意しておるつもりでございます。最近、協会のほうにおかれましては、事業の合理化、効率化といったような点について、機構の改正等も行なわれ、相当努力されておるようでございます。われわれとしても、協会の努力を了としておる次第でございます。

○鈴木強君 これが最後ですが、特に御要望申し上げたいのは、いま申し上げたようなことでありますから、会計検査院としても、十分国民の期待に沿ふような、厳重な検査をひとつしていただきたい、国民の期待に沿ふようにしていただきたい。これをお願いしておきます。

それから会長に、前、光村委員からも御指摘のあつた点と関連をして私は伺いたしたのであります。が、現行放送法第一条あるいは四十四条ですね、これは国内放送の放送番組の編集等について規定をされておりますが、この中で特に協会の番組編集にあつた規定が、三項に「一、二、三、四とございます。ここには「政治的に公平であること」とか、「報道は事実をまげないですること」とか、あるいは「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」、「それからもう一つは、第一条の放送というものは、「不偏不党、真実及び自律を保障すること」によつて、放送による表現の自由を確保する」、「こういうふうな規定がございます。そこで、私は、もちろん会長がこういう条項の精神を体して日夜御努力いただいておりますと思つておりますが、たまたまこの前、光村委員の指摘されるような、ああいう選挙前において、当然立候補を予想される人がたまたま「茶の間の科学」の時間に出るということになりますと、いままで持つておりました協会に対する信頼というものをなくしま

すよ、これは。これはまあ会長も確かに当時の情勢として適切であつたかどうか、適切でなかつたという趣旨の御答弁がありましたから、それを追及しようと思ひませんが、問題は、協会の会長以下職員がこの精神を体して日常、協会の放送編集、番組編集等について絶えずやっていると云ふかという、その心がまえの中に私は出てくると思ひます。絶えずそういう一条なり、ないし四十四条の精神等については、全職員の方々にも、協会は協会としての放送法に基づく協会なんだということを十分認識徹底していただいておりますならば、私はこのようなことはなかつたと思ひますが、やはりそういうところどこか欠けている点があるのじゃないだろうか、こういう気がいたします。ですから、特に私はこの点をとり上げたわけですね。会長、いかがでしょうか。

○参考人(前田義徳君) この問題につきましては、少なくとも、ただ単に第一条の場合にはNHKだけの問題でなく、放送事業に携わる者の根本的な精神のあり方を規定されているものと考えております。四十四条その他につきましても、特にNHKに対する放送法の考え方、放送番組編集の基本的態度が規定されているわけでございます。私どももいたしましては、NHKという公共企業体の放送の番組編集の精神の基礎とするところは、この放送法が私はミニマムであるという考え方をむしろ持つております。したがって、私どもはこの放送法の精神を土台として、全国的組織の国民の放送であるという点において、社会的責任をさらにこれに付加すべきものであるという考え方を協会全体に浸透するように努力いたしております。したがって、もちろん放送法の精神はこれを守るべきであり、さらに、NHKの置かれておる環境及びその使命からいって、より大きく社会的責任を感じべきであるというたてまえで私としては指導いたしております。たまたま先回の御審議の際、まあ一、二の問題点が指摘されましたが、私はこれに対して社会的責任から見ても今後一そう戒心すべきことであるという気持ち

をここで申し上げたわけですが、この考え方を今後とも一そう強力に推し進めてまいりたいと、このように考えております。

○鈴木強君 それから放送法第九条の協会の業務の点で伺いたいのですが、いま協会は、まあ外部団体といいますが、外部団体といいますが、財団法人のNHK交響楽団、社会福祉法人のNHK厚生文化事業団、さらに同様、学校法人の日本放送協会学園、日本放送協会健康保険組合、財団法人の日本放送協会共済会、それからNHKサービセンター、日本放送出版協会、NHK美術センター、これはまあ株式会社、財団法人、医療法人、いろいろありますが、この中で私は特にこの第九条からしまして、たとえば交響楽団とか、サービセンター、出版協会、美術センター、こういうふうなものは、本来NHKが第九条によってやるべき仕事である。もちろん、第九条第二項の十に「前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進捗発達に関し特に必要と認められる業務で郵政大臣の認可を受けたものを行うこと」と、こうありますから、法律的に私は違法だとかないとかいうことは言いませんが、できるだけ二項の一から九に掲げたものは協会が引き継ぎにおやりになる、これがやっぱり正しい姿だと思います。しかしながら、実際に経営を執行する場合に、より能率的に、合理的に、経済的にやろうという場合、政府の考えているような事業的なものは当然協会としてもお考えになるだろうということはおもいますが、その中で交響楽団と出版協会、あるいはサービセンター、美術センター等については、これほど少しこの第九条の各号から見まして、これこそ、やはり協会が直接おやりになったほうがいいのじゃないかという私は気がするわけなんです。個々の内容について、きょう私、時間がありませんから、伺おうといたしません、多少勉強させていただきま

と、その運営等について、協会と向こうの、まあ外部団体といいますが、外部団体といいますが、そういうところの業務執行上における人事の問題

題、役員の問題、職員の応援の問題ですね。いろいろあるようであります。あながち、協会のやっていることもわからぬことはいないんですけれども、やはり単独の法人格をつくって、そのものに協会の一部の仕事をまかせるということになりま

すならば、そのことはそのとおり厳格にやるべきであって、なかなかそうは言っても、仕事の関係上、協会から応援してやらなきゃならない。ものによっては、交付金を出して、助成金を出していくということもあるでしょうし、人間の面で多少応援していかねばならないこともあるでしょう。それは過渡的な問題として、人の問題等についてはわかりますが、これが二年も三年もとなりますと、やはりこの問題が出てくると思います。ですから、もう一回私は、この外部団体について、その運営とか経営のやり方とか、支援協会態勢なんかについて御一考をいただきたい、もう一度検討してみる必要があるんじゃないかというふう

に思うわけです。ですから、全然これで満点だというふうには会長は考えておられるかですね。多少実際に動き出してみただけで、こうしたほうがないか、いいというふうな点もあるかどうか。そういう点があるとするれば、これをひとつすみやかに是正、改正していくというふうな御気分があるかどうか、この点でどうでしょう。ちょっと抽象的で、一々内容を私言えませんが、時間も、時間がありませんから、ここでは言いません。

の方針で少なくとも、しかし番組の内容を高め、放送を通じて日本文化に寄与するという限度においては、これを直接に積極的に支持すべきであるという考え方を持っております。

サービセンターにきまして、これは旧来もいろいろな点から御議論をいただいた点でございますが、これはいわば完全にNHKと表裏一体の関係にあるものという、数年来の検討の結果、結論に達しまして、このサービセンターにつきま

しては、そういううたてまで、いままでの一部、たとえば自営的な、みずから営業を行なうというふうな点はかなり制限いたしまして、NHKと一体となつて活動を継続していくという方向に指導いたしております。

を持っていくように指導いたしております。この部分はまあひとりでNHKばかりでなく、日本全体のこの分野での大きな問題の一つでもござい

ますので、この部分の改善、発展には、いましばらく時間をかけていただきたいというように考えております。

御趣旨の点につきましては、私どもも全体的に全く同感でありまして、私どももいたしましては、経営の合理化、それから聴視者との関係、すなわち、最も効果的で経済的な公共放送の分野を確立するという目的に沿って、この問題を今後とも注意深く指導し処理してまいりたいと考えておりますので、よろしく御指導いただきたいと思います。

○鈴木強君

まあ私の言いたかったのは、この第九条の立法精神からして、いま会長のおっしゃった、たとえばその出版協会に関するようなこと

につきましても、協会が「放送の普及発達に必要な周知宣伝を行い、出版をし、及び放送の受信に

関し公衆の相談に応ずること」と、こうなつておるわけですね。ですから、協会独自の業務として施行するというのが、これは本来の姿だと思います。しかし、いまお話しのとおり、いろいろそのほうが便宜な場合もあるわけですね。それを私は否定はいたしません。できるだけ法律の精神に立脚して、そういった外部団体というものはつくりたくないというふうにしたいということを私は言いたいのです。特に、その運営については、この前、小沢征爾君の指揮者の問題ですね。春日さんでしたかな——が放送総局長のときでございましたか、ああいった問題もございました。これは世間をちょっと騒がしたのですけれどもね。聞いてみると、小沢君のほうも非常にわがままがあつたよう

ですから、われわれも了承できたのですけれどもね。そういった、なかなかやっていくとむずかしい問題もあるでしょう。そういう点を克服して、そして、この第九条の精神にぴたっと合う姿になつておれば、これは私はだれからも文句言われなくていいと思うのです。しかし、できるだけ、そういうものは本来の協会の中で、本体の中

でやっていたようにお願いしたいというのが私の趣旨で、この点はひとつ御了承いただいて、会長のいまの御意見に合せて今後とも善処してもらいたい、こう思います。

それから、三十八年のNHK予算を審議いたしました際に意見書というのをつけておるのですが、この意見書と同時に、この附帯決議の点で伺いたかったのですが、これは意見書のほうは郵政大臣のほうの意見書であると思います。まず第一番に、「テレビジョン放送網の拡充について」とくに難視聴地域の解消を積極的に推進すること」ということが一つですね。それから、この受信料収入については、私も特にその際申し上げたと思ったのですが、ここにもありますように、受信料の収入が、その予定額を上回ることとなった場合には、極力長期負債の返還の措置を推進すると同時に、難視聴地域の解消に積極的に力を入れてもらいたい。ですから、余った金は早く借金を返さない。それと、協会本来の目的である、あまねくどこでも見えるようにしようという、そこにも金を使ってくれというのが意見書であり、われわれもまた、附帯決議の中でそういう点を強く申し述べておたのですが、協会も一面、事業を拡張しておりますから、収入が多いといっても、やはり放送債券を何億も発行しなければ財源がないというふうな状況でありますから、その点からして、できるだけ借金は早いうちに返していくという健全経営の方向にやはり持っていくことが正しいと思うのです。そういう意味において、三十八年度、特に予定よりも上回った料金収入について、この意見書なり、そういう附帯決議の精神に沿ってどう処理されたか、この点を伺いたいと思います。

○参考人(志賀正信君) 三十八年度におきましては、受信料の増収が七億三千万ございました。契約甲につきましては、九億六千万の増収でございましたが、契約乙につきましては、二億五千六百万の減収を生じたので、相殺いたしまして七億三百万の増収がございました。いま御指摘のと

おり、増収の使途につきましては、まず第一に、長期借り入れ金の返還に二億円を充ててございす。次に、増収の使途の第二番目といたしまして、テレビジョンの共同受信施設の助成に對しまして、予算を上回って助成の申し込みがございまして、これに七千五百七十七万円を充ててございす。なお、助成施設といたしましては、一千三十九を予定をいたしておりましたが、千百五十四の施設に助成をいたしまして、百十五施設を追加いたしてございす。それから増収の使途の三番目といたしましては、受信契約者の増加に伴います。それから局舎、宿舎の特別改修といたしまして、全国の局舎の改修に四千二百万でございす。それから業務量の増加に伴いまして、人件費の増加及び職員待遇改善関係の経費といたしまして、総則の適用をいたしまして、三億二千三百万をこれに振り当てたしておるわけでございす。なお、増収の残額が四百四十八万円でございまして、これは予備金に繰り入れまして、次年度に繰り越してをいたしておるわけでございす。

○鈴木強君 わかりました。大体この趣旨に沿っておやりいただいたようですから、非常にけっこうだと思ひます。

いまの最後に志賀さん言われた附帯決議にある「経営の合理化、能率の向上をはかること」によって、従業員の待遇改善につとめること。こういふふうになっております。これは協会の職員の給与は、他の新聞社と比べますとまだ低いんです。ですから、協会の職員の給与だけばと出してみて高いというのは、私はどうも当たらないと思うのです。やはり同業者の、新聞関係、放送関係、これは民放も含めまして、そういう同種の業種のベースというものを勘案して、やっぱりやるべきだと思ふのです。ですから、三億何がしの金をこの附帯決議に沿って改善策に回したというのです、なかなか日放のほうは、これでは満足してないのでしょう。ですから、そういう問題に

ついては、不断の努力も払われておると思うのですが、待遇改善はいつもこの委員会でも、特に附帯決議をつけておるわけでありまして、先般、予算編成の前に、多少日放との間に交渉があったようですが、できるだけ、諸般の情勢もあると思ひますけれども、あなたのほうで、経営委員会に四十一年度予算を執行部がつくって提案しますね。そこできめてもらうわけですから、その段階がやはり協会、組合の間では一番大事な時期になると思ふのです。ですから、できるだけ、そこでやって、なおかつ不満のまま国会に来る。われわれ国会で、その附帯決議によって、何とかしてやりなさい、経営努力によってやってみようという附帯決議をいままでつけてきておるわけですから、ですから、そここの理解は、労使の間でよくやっておきまさんと、紛争が何回も起きると思うのです。ですから、その辺の配慮について

は、相当考えておられると思うのですが、一面、それをやるためには、その前提にある経営の合理化、能率の向上をやりなさい、これが前提です。それから、こういう点を考えないで、私は、ただ従業員の改善をやれというのじゃないのです。経営の合理化と能率化ということを積極的に三十八年度ではやったと思うのですが、そういう上に立て、いま申し上げたような過程を経て、国会で最終的にきまらうというふうなことで、この幅の中でやっていくというふうなことです。それから、なかなかやりにくいと思うのです。ですから、私は、この点は給与総額というものは、大体ことし幾らという予算増をいただきます。ただ、それが、それに対して弾力的なものを、やはりある程度、国会側においても決する際に承しておかなければいかぬと思うのです。そうしませんが、なかなか組合との交渉の中でうまくいかぬですね。その時期がやはり編成前の時期と、それから、いま言った、いまの制度でいくとタイミングが合わないわけですから、その辺の予算の技術的な問題とあわせて、何か調整して、一本の形で、日放との間で最終的にことしの賃金は幾らということ

ができないかということをお私に考えておるわけですが、それについては、給与総額のほかに幾らかの給与予備費を認めるとか、これだけの幅の中で労使間でやりなさい、そういうふうな趣旨のほうにしたほうがいいのじゃないかと私は思ふのです。そこらについてはどういうふうか——実際問題としてちょっと困っておるのじゃないかと思うのですが、ね。どうなんですか、執行部が考えて知恵はないでしょうか。

○参考人(小野吉郎君) お説ももっともでございますが、在来のNHKのあり方を申し上げますと、給与関係については、前年度並みの予算を組んで、ベースアップを全然考慮しない、自後の交渉によってあるいは予算を補正するとかいうことが他の例のようではございしますが、NHKはそのような方法をとっておりません。毎回、予算は、いろいろ財政状況の許す限りにおきまして、組合との円満妥結を遂げまして、ベースアップをちゃんと表面に計上して予算を組んでいく、これはちょっと他に例がないのじゃないかと思ひます。したがって、予算成立後におきます待遇改善の考慮につきましては、総則七条の対象になりません。原資がありません。これはどうにもならないわけでございす。そのような状況にはございす。ですから、できるだけ能率の向上による増収、消極的には、これによる経費の節減につとめまして、七条発動の余地をつくるような努力を最善にいたして、毎度附帯決議で御要望になっております待遇改善の面につきましては、予算執行上可能な限りの考慮を払っておるわけでございまして、三十八年度におきまして、先ほど申し上げましたように、七億の増収の中から三億余の経費を待遇改善のほうに向けております。もちろん、それだけの額で申しますと、大きくないようにもお考えでございまして、基本的予算におきましては、かなりのベースアップを計上してございす。これも組合といたしましては、これで一〇〇%いいというものでもないと思ひますけれども、いろいろ協会の財政の状況を十分に組合とも

話し合いをいたし、また、同種の新聞、放送関係の事業体における企業関係のそれも十分参照いたし、組合の要望と財政の許す限度の関係におきまして、いろいろと円満な交渉を遂げました上で、大体納得せられる線で予算編成時までにベースアップの率をきめて実予算化したしております。な次第でございます。そういうことでございますので、将来ともこういった制度はやはり破れないで維持していったほうがいいと思いますので、できるだけそういった面で待遇改善の關係に財政の許す限りの最大限の考慮を払いますとともに、そういった予算が成立いたしました後におきまして、いろいろと努力をいたしまして七条発動の余地があるような考慮を加えていきたい、このように考えております。

○鈴木強君 これはまあいままこです結論が出る問題ではないのですが、私もちょっと労使間のいろいろやりとりを見ておまして、どうしてもいまの制度からいときめなければならぬ、ある程度。きめるが不満だ、しかしやむを得ないというところで一応済んで予算が出てきて、そのあとでまたわれわれも、もう少ししてやりなさい、企業努力してやりなさいよ、こういうことなんです。から、あとからおかぶせるようなことになって、何かこれが最初に労使間においてちゃんときまる、それを予算に計上するということになって全体の予算の中でできるシステムになっておればさぞいいのじゃないか、こう思うのですが、端的に言えば、何かそういう点についてくふうなさったらどうですか、われわれもまたそれを考えてみようじゃないかということです。

最後に一つ伺いたいのは、流動資産のうち九億何がしの債券保有があります。電電公社の債券にも協力しておられますが、これは買った債券はどういうふうな保管しているのか、保護預かり等やっているのかどうか、確実にその保管する方法というのはどうなっているのか、その点ちょっとお聞きしたい。

○参考人(志賀正信君) 債券類につきましては、先生の御指摘のように、保護預かりをいたして万全を期しております。

○鈴木強君 電債は、これは幾らになるのですか。

○参考人(志賀正信君) 有価証券の内訳の中で、電債債券につきましては九億二千五百八十一万円でございます。日本勧業銀行に保護預かりをいたしております。

○鈴木強君 これは縁故債として買入れたのですか、そうでなくて一般の……縁故債ですか。

○参考人(志賀正信君) NHKの場合には、縁故債というようなことは一切ございせん、新しく線を設定いたしますときに買われるものでございせん。

○鈴木強君 まあ買われるものというのは、たしかばくもその点では、協会は非常に金がないわけですから、放送債券も逆に今度は買ってもらっているわけですから、それなのに九億も買っているというのはいへんだろうと思えます。買わされているという志賀さんの表現は、正直に言ったと思うのですが、縁故債も今度ははいへん膨大な、電債がやるようですね。ですから、一般的に買われるというのだけれども、要するにこれは、加入者債券でない、公債債券の場合をあなたのほうで協力してやっている。まあ同じ仲間として多少関係があるから、こういう意味ですか。これは将来ともこの点についてはどういうふうなお考えを持っていますのですか。

○参考人(志賀正信君) ちょっと御説明が不足いたしました、新しく局をつくりました、新しい線を設定をいたしました際に、設備負担金として公社のほうから割り当てるものがございます。

○鈴木強君 じゃいいです、これで。

○横川正市君 検査院にお尋ねをしますが、この三十八年度検査報告、三十九年十一月十日小峰さんの名前で出されました報告は、末尾の「検査の結果記述すべき意見はない」ということですが、

検査結果としては、これは口頭の意見も、全く検査の結果としては満点で、なかったということですか。

○説明員(小原剛君) 先ほど御質問にお答えいたしましたのでございますが、三十八年度につきましては特に検査報告に不当あるいは改善意見といたした形で記述したものはございせんので、したがって決算につきましては特に記述すべきものはないということでございます。検査の過程において何もなかったのかというお話でございますが、先ほど申しましたように、三十八年度分につきましては、書面あるいは口頭で打ち合わせの際に、特に三十八年度決算についてこういった点がございぬので注意願いたいといったような事項はございせん。ただ、今後の研究問題としてお互い研究したほうがいいのではなからうかといったような事項はないわけではございせん。

○横川正市君 参議院のこの通信委員会に検査院が出てきたのは何年ぶりですか、これ。

○説明員(小原剛君) 私はっきりいたしません。が、初めてではなからうかということでございます。

○横川正市君 決算審査のときに検査院が出てこないというのは、これはどういうことなんですか。

○説明員(小原剛君) 決算委員会もそうでございますが、特に出席要求がございせん、決算委員会のほうも積極的に出るようなことはございせん。衆議院のほうはそのつど決算委員会からお呼び出しがございせん。そういう際に参りますので、参議院の通信委員会のほうは、これまでNHKの審査の際に特にお呼び出しがございせん、でしたので、おそろく出てまいらなかつたのではないかと、ううに私考えます。

○横川正市君 放送法四十条三項の規定によつて、検査院が検査をして国会に検査の報告をしなければいかぬことになっておるわけなんです、呼ばれる呼ばれないにかかわらず、これは出ないじゃないんじやないですか。それとも、報告する事項はないので出ないということですか。報告する事項がないということは、何年も、あなたのほうはNHKの決算検査をやった結果、いわゆるこの三十八年と同じように、「検査の結果記述すべき意見はない」というような報告をしておるわけですか、どうですか。

○説明員(小原剛君) 私はっきり存じませんが、報告する事項がないと書いておるから出てこないということじゃないんじやなからうかと思ひます。決算委員会なんかにつきましても、検査報告に格別何も書いてなくても、審査の際に必要があつてお呼び出しがあれば出てまいつておるわけでございます。また検査報告に書いてある事項が審議される場合におきましても、特に検査院の出席要求がない場合には出ないような例になっております。

○横川正市君 資料によると、二十九年まで出ていたんだ、あなたのほうは。二十九年以降の決算審査に出ていない。これは私は、検査院の機構上、あるいは何かほかの事情で当然あなたのほうに職務として行なつた決算の審査のときには、出なくてもいいのかわらない言わなさいかぬでしよう。呼ばれなさいと言つてお高くとまつていくところでもないでしよう。

そこで、三十八年度はそれじゃ重点としてどういふところを見たらんですか。たとえば建設だとか、あるいは人件費であるとか、あるいは補助金であるとか、あるいは制作費であるとか、いろいろNHKの実際の予算の使われるところがあるわけですから、そのどの項目を調べたのか、それから、それから、それからどのぐらいの人員で、どのぐらいの時間、執行された予算のパーセンテージにするとか何%ぐらいに該当するものを実際に検査されたのですか。

○説明員(小原剛君) NHKに対する検査の方針でございますが、これはここ数年検査の方針あるいは着眼としては大体同じようなことじゃないかと思ひますが、御承知のように、三十七年度から施設関係の整備の長期計画が打ち出されております。

すので、そういった施設整備関係、特に最近の年度におきましては、放送センターを中心とする演奏所関係の経費と、それから一般経費関係につきましては、特に管理費を中心にして検査しております。

○横川正市君 この何年間でもいいのですけれども、たとえば補助金なんかが使われて、その補助金を受けてつくられた施設がどういうような状況かという点を見たいとはいいませんか。

○説明員(小原剛君) 失礼でございますが、NHKから出る補助金ということでございますか。

○横川正市君 そうです。

○説明員(小原剛君) もらう補助金は国から国債その他でもありますが、NHKが公募しておるものを私たちが承知いたしております。

○横川正市君 これはNHKと相談して、あなたのほうであるものか聞いてみてくださいますか。

それら共同視聴設備とか、コンバーターに対するいろんな補助とかいうのがあられるわけですが、それはいいのですが、放送設備というのはだんだん近代化されていくわけなんですけれども、これらの設備が近代化されていきますと、それによって不用になった品物の処理とか何とか、そういったものを調べたことはいりませんか。

○説明員(小原剛君) 不用になりました施設は、固定資産の売却代金として決算に上ってまいりますので、そういったものは調べています。

○横川正市君 制作費の中に占めている使用結果といいますが、そういったものを何か一つの作品について具体的に、たとえば舞台装置が幾らだったとか、あるいはいろいろな楽屋舞台装置といいますが、これはどうであつたとか、それからNHKの職員がこれに参加したときの——これは給料をもらっているわけなんですけれども、出演料はもらっていないと思いますけれども、そういうような人件費の積算がどういうふうになっておるか、そういったものを、一本のものを制作するのに当然使われた金の支出の状況について、これを監査したことがありますか。

○説明員(小原剛君) 監査したことがあるかとはいきり言われまうと、そのすべての項目について明確にわれわれが検査してその可否の判断をするには困難があるのであります。もちろん、幾つかのプログラムにつきましても、全体としてどれほどの原価がかかっておるかといったことは承知いたしております。その中で、お話がございましたように、脚本料であるとか、著作権の使用料、あるいは演出家に支払うところの報酬、そういったものが、その性質上われわれがその可否を検討することがむずかしいでございます。しかしながら、美術関係の諸費用あるいは諸雑費といったものにつきましても、通常の物品あるいは役務と同じような立場で検査をいたしております。そういったものについては、十分検討いたしております。

また、お話がありましたように、プログラム全体として一本どれほどかかっておるかといった額につきましても、個々のものについて承知いたしております。

○横川正市君 非常にNHKの使用計画が厳密であつて、一件もあなたのほうから不当事項だとか記述の指摘のないのは、これはたいへん喜ばしいことですが、しかし監査をほんとうにしているのかどうかという疑いもまた出てくるわけなので、以上の点をお聞きしたわけなんです。

それで、政務次官、三十八年度のNHK予算の中に、能率向上、元費の節約というように出ているのですが、元費というのはいくつに具体的にあつたのですか。

○政府委員(岡岡高夫君) 御質問のありました三十八年度の意見書におきまして、配意事項として、前年度及び本年度につきましては経費の削減を要望し、三十八年度については「元費の節約」ということばを使つたわけですが、これは特別の意味を持たせたものではございませんで、いずれにつきましても、やはり国民からの受信料収入に財政的な基礎を置いておりますNHKの公共的立場にかんがみまして、いやしきも経費のむだ使い

というものがあつてはならないということを要望した次第でございます。

○説明員(小原剛君) 先ほどの御質問にお答えするのをちよつと忘れましたので、お答えいたしますが、どれほどの人日をかけて調査したかという御指摘で、失念いたしました。三十八年度、三十九年度のNHKの検査に要しました人日数は、年間大体百十人日程度でございます。

それから、検査しておる範囲は、これも三十八年度、九年度大体同様でございますが、本部あるいは中央放送局は、三十八年度は三つ、三十九年度は四つ、それから主要放送局管内の放送局を四つないし六つくらい実施に検査いたしております。

それから、何もないのかというお尋ねでございますが、三十八年度は、たまたまわれわれが特に注意する事項はなかつたのでございますが、三十七年度、三十九年度におきましては、口頭あるいは文書で注意した事項がございます。

○横川正市君 会長に一つだけ……

これはNHKのあまり雑音は私に気にするわけじゃないのですけれども、だいたい雑音があるわけですね。たとえば人件費の使用だとか、車両の使用だとか、厚生施設の使用だとか、それから制作費に対する費用の使用だとか、そういったことが、国民の側から見れば、あまりいい意味での指摘じゃないと思うのですよ。しかし実際広げてみれば、これは検査院が指摘するように何もありません。本来なら、何もなければいいというふうな、雑音も起こらないで済むべきはずなのに、何もないというのに、雑音だけは非常にたくさん出てくるという、こういうことから、あなたのほうでは、監査制度について、現行監査のやり方を、もう少し内部監査という意味で強化する。あるいは現在のスタッフを、一課設けて、そしてそこで部内監査を十分やるというふうな監査制度の改善を考えておりませんか。現行でいいというふうにお考えでしょうか。どうでしょうか。

○参考人(前田義徳君) 御指摘の点につきまして、私どもも鋭意検討を続けておりますが、現在のところは、現在の協会内の監査制度は一〇〇％とは、あるいは客観的には申されないけれども、少なくとも、少なくとも執行機関から見ても、一〇〇％に近い効果をあげているということを確信いたしております。

○横川正市君 そう防波堤をしなくても、実際上は機構上からくる、こうやっておりますから私のほうの実際上の予算執行については万全でございます、と言ふには、いまの監査制度は少し不備じゃないかということ、私考えておりますけれども、やっぱりできておらずと云ふことはいいけれども、対外的にもう少し監査制度を強化する必要があるんじゃないか。これは、私の意見として申し上げておきます。先ほど鈴木さんいろいろ触れたようですから、私はこれで終わります。

○鈴木市蔵君 時間の関係もありますので、二、三お尋ねしたいと思つてます。

先ほど同僚議員も質問いたしました、会計検査院の、つまりNHKの決算の検査に関する姿勢といいますが、観点ですね、これをどういうような観点でおやりになるか、御説明願ひたい。

○説明員(小原剛君) NHKは、先ほど来いろいろお話をいたしましたように、他の公営等と性格が違つておりますし、また政府のこれに対する財政、あるいは経理面の監督というふうなものも、相当違つております。したがって、われわれといたしましては、そういったNHKの性格を十分認識しながら、一方、先ほど申しましたように、この事業経費というものが、国民から徴収された聴視料によって大部分まかなわれているといった点からして、この経費の効率的な使用、あるいは事業の運営が、国会で承認された事業計画、あるいは資金計画に沿つて行なわれておるかどうかといったような点を十分心得まして、一方、個々の取引につきましては、やはり資金の効率的な使用といった観点からして、不正がないかどうかといった点も、十分に検討しておる次第でございます。

○鈴木市藏君　それで最近の傾向、まあ、この三十八年度の決算報告は、先ほど横川委員も指摘したように、たまたまかどうか知らないけれども、検査報告によれば特別の意見は何もないと言っておりますけれども、最近の傾向は、どういふところにも重点を置かなければならないといふふうにお考えですか。

○説明員(小原剛君) NHKの経理のあり方につ
きまして、先ほども研究している事項は、三十八年度についてもあると申し上げましたが、われわれ今後検討しなければいかんじやないかと思つてお
りますことは、やはりNHKの財政の運営から
して、資金の効率的使用ということが相当大事
じやなからうかといつたように考えております。
そういう観点からいたしますと、先ほども
ちよつと問題になりましたが、余剰資金の運用の
しかた、たとえて申しますと、現在債券を償還する

積み立て金が、法律の定めによりまして、期末の債券発行高の十分の一を毎年積み立てるといったことになっておりますが、その額が、三十八年度では五十数億、それから三十九年度末では七十二億といったような、相当膨大な額になっております。これは法律のたてまえからいたしまして、債券の償還以外に取りくずすことができないといったことになっておりますので、これは預貯金あるいは証券といった形で保管されているわけなんです。一方、建設関係で相当多額の長期資金が他から調達されているわけでございます。また年度末におきまして、三十八年度において相当三十数億か何かと思いましたが、相当多額の預金現金というものを手持ちいたしております。一方、市中銀行借り入れといったようなものもあるわけでございます。そういったことを考えますと、資金の運用というようなことについて、もう少し研究が必要ではないかといったようなことを、現在考えております。

○鈴木市藏君 この会計検査院の場合には、検査の場合に、書類検査が中心なんです。あるいは

必要な場合には、やはりちゃんと現物対照、あるいは現場へ行って調査するといったようなことまでやっているのですか。

○説明員（小原剛君） 書面検査は、常時毎月でございしますが、毎月残高資産表を出していただきます。そして、それから個々の取引については、たとえば、工事ですと一千万円以上の契約、物品、機具その他の契約については、一件五百万円以上といったようなものは契約書、それから予定価格等の関係書類といったような書類を毎月お出しただいいて、これを検討いたします。そういった検討をした結果といたしまして、毎年、先ほどお話しいたしましたように、実地検査をするわけでございまして、実地検査におきましては、提出していただかないその他の関係書類を十分に見せていただく。必要があれば工事の現場、物品の納入箇所といったところに参りまして、現品を照合して検査を進めていくわけでございます。

○鈴木市藏君 ちよっとNHKのほうに、二つだけ質問したいと思うのですが、NHKのテレビなりラジオなりで、私たちもしょっちゅう見たり聞いたりしている者ですけれども、つまりNHKのこれが顔だ、あるいはNHKのこれが性格が出ているのだという、あるいはこれがNHKの方針とか、方向とかいうものを示すものだという、そういうつまり番組というのは、一体どれをさすのか。万般なく、あれこれと出ているようでありますけれども、これがNHKの独自のものだという、そういうったようなものは一体何だろうか。一言で言えば、これがNHKだというのは、一体どれをさすかということ、ちよっと教えていたきたいと思う。

○参考人(前田義徳君) 一般的に申しますならば、NHKが送出していく番組全体を通じて、NHKの性格をあらわしていると思います。

○鈴木市藏君 それじゃああれなんで、つまり何を指向しているか。不偏不党、厳正中立とかいうようなことは言っておりませうけれども、抽象論であって、何を指向しているかという明確なつまり

方向ですね、そういうふうなものがあるのか。いまどきのことばで言えば、NHKはかく放送を通じて考えるといったようなものですね、こういうふうなものがありますか。あるいは特定の問題に対する、これがNHKのいわゆる不偏不党なる立場に立つ見解だというふうなものを、そういったようなものを発表する番組といったようなものがございますか。

○参考人(前田義徳君) ただいま申し上げたように、私どもとしては全体を通じてNHKの性格を明確にしていると思いますが、ただいまの御質問に対してやや具体的に申し上げますと、NHKは御承知のように教育、教養、それから報道並びに芸能番組を放送しているわけでございますが、おそらく御質問の趣旨は、その中で一般に、ことに政治的な問題、あるいは社会的な問題を通じてNHKの看板番組は何であるかという御趣旨であるやうにかがわれるわけでありますが、教養、報道

を中心にして考えますと、私ももといたしましては、これがNHKの看板番組組である。その意味においては教養、報道番組が一番普遍的な意味での看板番組組である。その個々の例を申しますと、たとえば国会の討論会であるとか、あるいはニュース解説であるとか、あるいはその他「現代の映像」であるとか、あるいはまた海外の取材番組であるとか、そういったものがやはりNHKが初めて始め、その他ほかの放送事業者もこれを追うという傾向は出てきておりますが、その分野においては、これが代表番組であり、また教育番組については、学校放送番組はこれははっきりとNHKの代表番組の一つであるということがお答えできると思います。その他NHKの使命として、文化の

向上あるいは民主主義の発展に寄与し得る番組ということも考えておりまして、その点については芸能、娯楽番組においてもこの精神は貫かれている、また貫かなければならないということを考えております。

○鈴木市藏君　これから先はちよつと意見も入ると思いますが、先ほど会長は、NHKの社会的責

任ということを言われました。私はNHKの社会的責任というものを、ニュースを通じて、あるいは報道の番組を通じてどう具体的に生かすかということ、実は聞きなかつた。いま申されたようなことは、そのNHKの番組の羅列のようなもので、私たちはそれを聞いているわけじゃないので、つまりNHKの持っている社会的責任というのは、きわめて具体的な問題だと思うのですよ。たとえば、平和なら平和という問題についてですね、どういう態度をとり、どういう立場に立つのか。たとえば、現在平和という名によってベトナム戦争、アメリカの戦争が起きているといったような場合に、だから平和という一般的な概念で言うならば、それはアメリカのやっている戦争もまた平和だということが言えるかもしれないけれども、平和をどうするかという問題は、日本の憲法の最も基本にのっとっている姿勢でありますから、考え方でありますから、したがって、NHKの持っている社会的責任を果たすという観点からして、平和の放送に徹する、この立場が少なくともNHKの一番基本的な、番組の編成をする場合でもすわらなければならない問題じゃないかというふうに考える。しかも、平和のさらに一般的な意味ではなくて具体的な意味で、現在の世界において一体平和を守っていくために何が必要かといったような問題について、そういう積極性が出ていないんじゃないか。どの番組にも先ほどあなたが言ったとおり、NHKは朝から晩まで全部がそうだとおっしゃっているのですが、だからしたがって、そういう意味で具体性を持った社会的責任を番組の中にやはり貫くような、その姿勢をNHKが持つべきではないかというのが私の意見、これはしかし、意見になりますから、あなたに質問するわけではないのですけれども、これではありますけれども、一つだけふに落ちないことがありますから聞くのですけれども、それはテレビの聴視料の場合は、テレビという一個で計算して取るのですか、それとも一軒の家を単位にして取るのですか、それはどうなんですか。

○参考人(前田義徳君) 最後の御質問に對しましてお答え申し上げますが、私どもの制度は、一軒一個主義でございます。一軒だけがたとえ何台お持ちになつていても、一個分しかちょうだいしないという制度でございます。したがって何と申しますか、台数によつてちやうだいするのではありません。

それから先ほどの御意見に對して、私もちやうと意見を述べさせていただきます。非常に簡単にござります。御趣旨の点は全く同意でございます。平和に徹すべきだと考えております。私の考えております平和を貫くための社会的責任は、少なくとも私どもの仕事に携わる者は、まずその前提としてあらゆる思想から解放されなければならぬ、自由でなければならぬということを考えております。これは私の意見でございます。

○鈴木市藏君 これで終わりますが、いまテレビは一個一個の台数で取るのではなくて、つまり一戸として徴収するんだ、一軒一軒で徴収するんだと、こういうことでございしたね。そうすると、たとえば寄宿舍、問題は寄宿舍です。たとえば看護婦なんかの寄宿舍、あるいは紡績の工員のいる寄宿舍などで、その寄宿舍の建物を一戸として見るのか、それとも各部屋部屋にある場合、各部屋をいま取っているようでありませうけれども、いまの説明からすると、これはいささか矛盾するようですけれども、どうでしょう。

○参考人(前田義徳君) 私の説明が少し不十分でございましたが、一世帯でございます。

○委員長(田中一君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますので、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。日本放送協会昭和三十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、異議はないと決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田中一君) 多数と認めます。よつて本件は、多数をもつて異議のないものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回の委員会は、二月二十四日木曜午前十時に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十八分散会

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案
一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

郵便振替貯金法目次中「郵便振替貯金法目次を「郵便振替法目次」に、「特殊郵便振替貯金」を「特殊郵便振替」に、「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

題名を次のように改める。

郵便振替法

本則(第三條を除く)中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に、「貯金」を「預り金」に、「貯金残額」を「預り金残額」に改める。

第三條中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に、「貯金の払出及びその貯金の利子の支払」を「預り金の払出し」に改める。

第六條第二項中「外国郵便振替貯金」を「外国郵便振替」に改める。

第十七條を次のように改める。

第十七條 削除

第十八條第一号中「払込金額千円以下の場合三十五円」を「払込金額五百円以下の場合三十五円」を「同 五百円をこえ、千円以下

の場合 三十五円」に改め、同條第二号中「三十円」を「十五円」に改め、同條第三号中「払出金額千円以下の場合 四十円」を「同 五百円以下の場合 四十円」に改める。

第二十條第三項中「又は代金」を削る。

第二十七條第三項を次のように改め、同條第四項を削る。

前項の用紙は、省令で定めるところにより、無償で払込人又は加入者に交付する。

第五章 特殊郵便振替貯金 特殊郵便振替」に改める。

第六十九條中「若しくは代金」を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際現に存する郵便振替貯金の口座、貯金又は貯金残額は、それぞれ改正後の郵便振替法による郵便振替の口座、預り金又は預り金残額とみなす。

(関係法律の一部改正)

8 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項第三号中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項並びに第六十四条第一項及び第四項ただし書中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

5 財政法第三條の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二号中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

6 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十六條ただし書 第十八條及び第二十六條中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

7 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「郵便振替貯金事業」を「郵便振替事業」に改める。

第九條第一号 第五号、第九号及び第二十一号並びに第十一條第十六号中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

8 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号イ中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

9 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二條中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

10 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第六條中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

第十條中「郵便振替貯金法」を「郵便振替法」に改める。

改める。

11 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

12 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の五第六項中「郵便振替貯金法」を「郵便振替法」に、「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

13 資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

14 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

15 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

16 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「郵便振替貯金」を削る。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和四十一年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会昭和四十一年度収支予算、事業計画及び資金計画

昭和四十一年度収支予算

予算総則

第一条 昭和四十一年度収支予算の収入および支出を別表収支予算書のとおり定める。

第二条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の月額額は、三三〇円（ラジオ

のみの受信についての契約にあつては五〇円）とする。ただし、十二か月分を前納する者についてのみ受信料は、六三〇円（ラジオのみ受信料は、八二〇円（ラジオのみ受信料は、六三〇円）を前納する者についてのみ受信料は、八二〇円）とする。

第三条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第四条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむをえない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各期間において、彼此流用することができ。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。

第五条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第五条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第六条 予備金は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備金を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第七条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金金の返還または設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第八条 前年度の決算において収支剰余金があつた場合は、これを本年度の前期繰越収支剰余金に計上し、経営委員会の議決を経て、借入金金の返還または設備の新設、改善に充てることができる。

きる。

第九条 前年度の決算において収支欠損金を生じた場合は、本予算中事業支出を差し繰り補てんしなければならない。

第十条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかえることができる。

第十一条 国際放送ならびに選挙放送の実施に對

する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送ならびに選挙放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第十二条 業務に關連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に關係ある経費の支出に充てることができる。

昭和四十一年度収支予算書

款		項		予 算 額（単位 千円）	
前期繰越収支剰余金	（収 入）	資 本 収 入	事 業 収 入	（支 出）	事 業 支 出
九二、五八〇、二二三	一八、四六二、八〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、八三〇、〇〇〇	三七〇、〇〇〇	九、八〇〇、〇〇〇
二、四六二、八〇〇	二、四六二、八〇〇	二、四六二、八〇〇	二、四六二、八〇〇	二、四六二、八〇〇	二、四六二、八〇〇
七四、一七四、四二三	一四〇、四二五	八二八、九一八	九二、五八〇、二二三	二五、一九二、六六一	一八、〇〇〇、〇〇〇
二、六四八、九四〇	四、五四三、七二一	六六、九八七、五六二	一六、九四八、一七〇	二一、一六二、八九五	六八三、九一六
五、八五五、七五五	七、八八四、七二一	一、三九四、四九〇	九、八〇〇、〇〇〇	三、二五二、六一五	四〇〇、〇〇〇
後期繰越収支剰余金					

昭和四十一年度事業計画
一 計画概説

昭和四十一年度における日本放送協会の事業運営については、昭和三十七年度を起点とする第二次六か年計画の第五年度としての諸計画を各部門にわたり積極的に推進することとし、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及の早期達成に努めるとともに、すぐれた放送を実施して、国民の要望にこたえ、国民生活の充実に資する。

(一) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオとも全国あまねく受信できるように、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網の早期完成を目標に積極的な建設を行なう。また、ラジオにおいては、標準放送網の整備を行なうほか、超短波放送局の置局を進める。

(二) テレビジョン、ラジオとも番組内容の向上刷新を図ることとし、特に、教育テレビジョンにおいては、放送時間を延長して教育、教養番組の充実につとめる。また、テレビジョンローカル放送においても、地域社会に密着した報道、教養番組の拡充強化を行なう。

(三) 放送番組の利用については、教育、教養番組の充実に対応して、学校教育面への利用の促進を図るとともに、家庭における教育、教養番組の利用を中心に社会教育面での利用を積極的に促進する。

(四) 受信契約者の普及については、建設計画の推進にあいまって、受信者の開発につとめるとともに、受信者の理解と協力をうるよう協会事業の周知、受信の改善を積極的に行ない、極力、受信契約者の維持増加を図る。

(五) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組内容の充実刷新を行ない、放送効果の増大を図る。

(六) 調査研究については、放送番組および放送技術水準の向上を期するため、基礎的研究の

充実、その他調査研究活動の全般にわたり強化を図るとともに、その成果を広く一般に公開して、わが国放送文化の発展に資する。

(七) 経営管理については、事業規模の拡大と複雑化に対処し、経営全般にわたり業務の合理化を積極的に推進し、企業効率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。

二 建設計画

建設計画については、テレビジョン放送網およびラジオ放送網の建設に五三億二、二〇〇万円、演奏所の整備および放送設備の充実、改善に一〇八億三、八〇〇万円、研究施設等の整備に一八億四、〇〇〇万円、総額一八〇億円をもつて施行する。

(一) テレビジョン放送網計画

テレビジョン放送の全国普及の早期達成を図るため、総合、教育両テレビジョン局とも、大社等一二〇局の建設を完成し、五〇局の建設に着手する。また、テレビジョン放送所自家発電装置の整備、無人化等を行なう。これらに要する経費は、三三億五、八〇〇万円である。

(二) ラジオ放送網計画

放送の受信困難な地域の解消を図るため、大阪大電力放送局の建設、第二放送二局の増設を実施するほか、ラジオ放送所自家発電装置の整備、無人化等を行なう。また、超短波放送についても豊橋等四〇局の建設を行なう。これらに要する経費は、一九億六、四〇〇万円である。

(三) 演奏所整備計画

放送規模の拡大、放送内容の多様化に対処し、番組制作体制の確立を図るため、放送センター第二期工事を取り進める。また、ローカル放送の充実に対処するとともに、老朽諸設備の改善を図るため、函館、鶴岡、富山、鳥取等地方局演奏所の整備を行なう。

これらに要する経費は、六二億九、二〇〇万円である。

四 放送設備整備計画

放送番組の拡充に対処し、あわせて良質放送を実施するため、テレビジョン放送設備においては、スタジオ設備、テレビジョン送出設備、録画送信設備、中継設備、撮影設備等の整備を行ない、ラジオ放送設備においては、録音中継設備、無線設備等の整備を行なう。また、番組編集、送出体系の自動化を進めるほか、電源設備、楽器の整備等を行なう。これらに要する経費は、四五億四、六〇〇万円である。

(一) 研究設備、一般施設整備計画

放送技術、放送番組の調査研究の進展に対処して、研究用施設、調査用機器の整備を図る。また、一般施設については、事務室、宿舍の増改築等を行なうほか、業務の合理化のための機器の整備を図る。これらに要する経費は、一八億四、〇〇〇万円である。

三 事業運営計画

(一) 要員および給与

要員については、業務の合理化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最少限の人員にとどめるとし、前年度一四、四八〇人に対し、設備の増加、業務の拡充等による増員を二二〇人とし、総員一四、六〇〇人である。これに対する給与は、総額一六九億四、八一七万円である。

(二) 国内放送

テレビジョンについては、総合放送は、一日一八時間の放送時間により、広く一般を対象とした番組を編成し、番組内容の向上刷新につとめ、教育放送は、放送時間を前年度の一日一五時間に対し、一時間三〇分増加して、一日一六時間三〇分とし、青

少年および一般社会人等を対象とする学校放送、通信教育番組等の教育番組を中心に編成し、内容の充実を図る。また、カラーテレビジョン放送においても、放送時間を一日三〇分増加して、一日三時間とし、カラー番組の積極的な編成につとめる。ローカル放送においては、一日一時間三〇分の放送時間により、地域社会に直結した報道、教養番組の充実を図る。

ラジオについては、第一放送一日一九時間、第二放送一日一八時間三〇分の放送時間により、全般にわたり番組の刷新を図り、受信者の聴取態様に適合した効果的な番組の編成を行なう。また、超短波放送においては、一日一八時間の放送時間により、その特性を生かした番組の刷新強化を図る。

このほか、国内および海外における報道取材網の充実、放送番組の利用促進等の諸計画を実施する。

このため、番組関係に要する経費の総額は、一三一億六四九万五千円である。すなわち、番組制作に一一〇億三、四一四万一千円、番組の編成企画その他に二〇億七、二三五万四千円である。

放送施設の運用維持については、保守運用の合理化等により極力経費の節減を図ることとするが、置局による設備の増加等により、前年度三三億五、八八五万六千円に対し、三億二、六七三万九千円の増額となり、総額三六億八、五五九万五千円である。

通信施設関係については、専用時間の増加等により、前年度四三億四、七〇六万円に対し、二、三七四万五千円の増額となり、総額四三億七、〇八〇万五千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度二〇三億一、一一五万三千円に対し、八億五、一七四万二千円の増額となり、総額二〇三億六、九二九万五千円となる。

一一億六、二八九万五千円である。

(三) 国際放送
国際放送については、一日一八方向三六時間間の放送規模により、報道番組の充実強化を図るとともに、アジア近隣諸国向け等について、一日二回の放送を実施して、放送効果の増大を図る。

このため、前年度六億五、七三〇万八千円に対し、二、六六〇万八千円の増額となり、総額六億八、三九一萬六千円である。

(四) 業務関係

業務関係については、協会事業の周知の強化ならびに雑音防止等受信改善の促進に努めるとともに、UHFテレビジョンの置局地域に対する受信者の維持開発対策、テレビジョン共同受信施設に対する助成等により、極力、受信契約者の維持増加につとめ、あわせて受信料の確実な収納を図る。

このため、前年度五億四、〇五四万二千円に対し、三億一、五二一萬三千円の増額となり、総額八億五、五七五万五千円である。すなわち、広報および受信改善関係に一三億五、三四三万円、契約収納関係に四億五、二二五万五千円である。

(五) 管理関係

管理関係については、業務全般にわたり合理化を積極的に推進して、経費の節減につとめるとともに、職員に対する教育訓練の充実等により企業能力の向上を図ることとする。

ア 有料契約者見込数

区 分	昭和四十一年度	昭和四十年	増 減
年度初頭契約者数	一八、〇五六、〇〇〇	一七、〇五六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
年度内新規契約者数	二、七二〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
年度内廃止契約者数	一、九二〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
年度内増額契約者数	八五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇

が、設備の増加、社会保険料の増加等により、前年度六億八、四八六万三千円に対し、一〇億一、九八五万八千円の増額となり、総額七億八、四七二万一千円である。すなわち、一般管理に二億五、九六三万六千円、施設の維持管理に一九億三、五四一萬二千円、職員の厚生保健に二億七、九八二万九千円、退職手当その他に二億四、九八四万四千円である。

(六) 調査研究関係

調査研究関係については、番組面において、国民世論動向調査、テレビジョンおよびラジオ番組聴視状況調査ならびに意向調査等を行ない、技術面において、放送衛星の開発に関する研究、放送技術発展のための基礎研究、UHF放送技術の研究、カラーテレビジョンの改善研究等を行なう。

このため、前年度二億五、八八七万七千円に対し、四、〇六二万三千円の増額となり、総額一億九、九四九万九千円である。

(七) 財務関係

以上のほか、事業運営のために必要な経費として、減価償却費九億八千円、未収受信料欠損償却、放送債券発行償還経費、支払利息等の関連経費三億五、二六一萬五千円および予備金四億円を計上する。

イ 放送受信契約者見込数

イ 受信料免除者見込数

区 分	昭和四十一年度	昭和四十年	増 減
年度初頭免除者数	一〇四、〇〇〇	七六、〇〇〇	二八、〇〇〇
年度内新規免除者数	三一、〇〇〇	二九、〇〇〇	二、〇〇〇
年度内廃止免除者数	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
年度内増加免除者数	三〇、〇〇〇	二八、〇〇〇	二、〇〇〇

ア 放送受信契約者見込数

区 分	昭和四十一年度	昭和四十年	増 減
年度初頭契約者数	一、四六七、〇〇〇	一、八一七、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
年度内新規契約者数	二九〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
年度内廃止契約者数	六二〇、〇〇〇	七三〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
年度内増加契約者数	三三〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇

イ 受信料免除者見込数

区 分	昭和四十一年度	昭和四十年	増 減
年度初頭免除者数	九〇八、〇〇〇	九二九、〇〇〇	二一、〇〇〇
年度内新規免除者数	八、〇〇〇	九、〇〇〇	一、〇〇〇
年度内廃止免除者数	二八、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二、〇〇〇
年度内増加免除者数	二〇、〇〇〇	二一、〇〇〇	一、〇〇〇

昭和四十一年度資金計画
昭和四十一年度収支予算および事業計画に基づき本年度における資金計画は、次のとおりである。

一 本年度の入金額

受信料収入については、放送受信契約甲において年度初頭契約者数一、八〇五万六千、年度内増加契約者数八五万、これによる受信料収入予算七、七九三万七千、年度内契約に収納に至らないものを控除した受信料収入額七、一七億九、八九〇万七千、放送受信契約乙において年度初頭契約者数一、四六万七千、年度内契約者数の減少三三万、これによる受信料収入予算七億七、〇一五万四から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収入額七億六、四七五万九千、計七億二、五五〇万六千円を予定する。

定する。

このほか、国際放送関係政府交付金一億三、九五三万四千円、選挙放送関係交付金八、九一五万、受入利息、巡回相談収入等の雑収入八億二、八九一萬八千円、放送債券三〇億円発行による入金二億九、五〇〇万、長期借入金二億三、〇〇〇万、固定資産売却代金三億七、〇〇〇万、放送債券返済法定積立金からのれい入額二億四、二八〇万、前受金等四億四、四四七万一千円、計一〇億六、一六一萬四千円を見込む。

二 本年度の出金額

事業経費五、三七億三、四九四万七千円、放送設備建設改修費一、八〇億、放送債券返済三、四

